

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. December 2015

軽減個人所得税率の適用期間の延長

タイ国内閣は、軽減個人所得税率の適用期間を1年延長することを承認しました。当該延長は、経済状況を鑑み、個人の租税負担を軽減することを目的としています。この結果、2013年から適用されている税率は2016年も継続適用されることとなります。

課税所得 (タイバーツ)	税率 (%)
0 – 300,000	5
300,001 – 500,000	10
500,001 – 750,000	15
750,001 – 1,000,000	20
1,000,001 – 2,000,000	25
2,000,001 – 4,000,000	30
4,000,001 超	35

長期エクイティファンド (LTF) の優遇制度の見直し

タイ国内閣は、以下のとおり、長期エクイティファンド (Long-Term Equity fund: LTF) への投資に対する個人所得税の優遇制度を見直す財務省の提案を承認しました。

- LTFユニットへの投資に対する所得控除の適用期限を2019年12月31日までとし、2020年以降はこれを廃止とする。
- 2016年1月1日以降に購入するLTFユニットの最低保有期間を5年から7年に延長する。
- 2020年1月1日以降に購入されるユニットについては、LTFユニットの譲渡から生ずる利益に対する免税措置を廃止する。

迅速な投資を促進する優遇税制

タイ国投資委員会 (BOI) は、迅速な投資を促進することを意図した制度案をタイ国内閣に提出しました。提案の主な内容は以下のとおりです。

1. 2015年1月1日から2016年6月30日までの間に奨励措置を申請した投資事業に対し、2017年中に製品の製造もしくはサービスの提供が行われることを条件に、法人所得税を免除する。
 - 1) 経済特区に拠点を有する特定事業以外の事業に対しては、法人所得税の免除期間を2年追加する (ただし、合計免税期間は8年を限度とする)。すでに8年間の免税期間が適用されている場合には、9年目から13年目について50%の減税を適用する。
 - 2) 経済特区以外の事業については、法人所得税の免除期間を1年追加する (ただし、合計免税期間は8年を限度とする)。

当該恩典は「グループA」事業（新制度で法人所得税の免税恩典が付与される事業）に適用され、新制度発表前にその事業に対して恩典が付与されたか否かにかかわらず、2015年1月1日に遡及して適用される。

2. 2014年1月1日から2016年6月30日までの間に奨励措置を申請した投資事業に対し、2017年中に製品の製造もしくはサービスの提供が行われることを条件に、以下の恩典を付与する（当該恩典は法人所得税の免税恩典を受けられる産業に対してのみ適用される）。

ケース	要件	追加の法人所得税の減免税*	
		経済特区以外	経済特区
1	制度公布日から2016年6月末までの期間の実際投資金額（建物の建設、機器の購入など）が合計投資金額（土地代と運転資金を除く）の70%以上の場合	4年間の法人所得税の免除および5年間の50%減税	4年間の法人所得税の免除および5年間の50%減税
2	制度公布日から2016年6月末までの期間の実際投資金額（建物の建設、機器の購入など）が合計投資金額（土地代と運転資金を除く）の50%以上の場合	3年間の法人所得税の免除および5年間の50%減税	3年間の法人所得税の免除および5年間の50%減税
3	制度公布日から2016年12月末までの期間の実際投資金額（建物の建設、機器の購入など）が合計投資金額（土地代と運転資金を除く）の50%以上の場合	2年間の法人所得税の免除および5年間の50%減税	2年間の法人所得税の免除および5年間の50%減税
4	2016年末までの実際投資金額が合計投資金額（土地代と運転資金を除く）の50%未満であるが、2017年中に製品の製造／サービスの提供を行う場合	1年間の法人所得税の免除	2年間の法人所得税の免除

*法人所得税の免除期間は合計で8年間を限度とする。

タイ国歳入法の罰則規定の改正

タイ国立法議会は、罰則規定に以下の刑事犯罪条項を加えるとする歳入法改正案を承認しました。

- 歳入法 Section 37 bis に基づき、申告義務を怠った場合、20万バーツ以下の罰金もしくは7年以下の懲役に処し、またはこれ併科する（現行の規定では、5千バーツ以下の罰金もしくは6ヵ月以下の懲役、またはこれを併科するとされている）。
- 歳入法 Section 69 に基づく監査済み財務諸表の期限内提出を怠った場合、2千バーツの罰金を科す。現在、罰則は規定されていない。
- 虚偽の還付請求を行った場合、2千バーツ以上20万バーツ以下の罰金もしくは3ヵ月以上7年以下の懲役に処す。現在、罰則は規定されていない。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、**Japanese Services Group (JSG)** は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 **850** 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax
Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
kthaidamri@deloitte.com

Business Tax (Business Model
Optimization)
Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services
Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs Services
Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI
Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/th/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500® companies.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.